

# 仕 様 書

- 1 名 称 秋田市園芸振興センター自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 履行場所 秋田市仁井田字小中島地内
- 3 履行期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 目 的 本業務は、秋田市園芸振興センター内にある自家用電気工作物を保安規程に基づき点検し、施設の運用を安全かつ適切に行うことを目的とする。
- 5 設備容量 350KVA
- 6 設備概要 設備概要は、別紙「保安管理点検一覧表」による。
- 7 業務内容および実施時期  
次の各号により、保安規程に定める当該施設の点検を実施すること。
  - (1) 月次点検 2か月1回
  - (2) 年次点検 1年1回
  - (3) 臨時点検 必要の都度
  - (4) 保安管理上必要な点検
  - (5) その他上記に定めのない点検の実施および時期については、別途協議し定めるものとする。
- 8 助言等  
次の各号による助言等を担当課に行うものとする。
  - (1) 当該施設の維持および運用が適正に行われるよう、また、経済産業省令で定める電気設備技術基準、その他の法令に適合しない事項があるときは、指導および助言を行う。
  - (2) 当該設備の事故発生の場合は、応急処置を実施するとともに、事故の原因を調査し再発防止措置について助言をするほか、必要に応じて精密検査を行う。
- 9 業務完了報告
  - (1) 毎月の業務終了後、報告書（保安管理状況等）を翌月の7日までに提出すること。
  - (2) 点検の結果、設備の欠陥および損傷を発見した場合は、報告書に記載し、対応について協議すること。
  - (3) 年度の業務終了後、業務完了報告書を提出すること。

10 費用負担 低圧絶縁監視装置に係る費用のうち、電気料金は、秋田市の負担とし、設置費、通信費、維持費、撤去費等の電気料金以外の費用は、受託者の負担とする。

#### 11 その他

- (1) 業務実施にあたり、利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 業務は、電気事業法、関係法令、条例および指導に基づいて実施すること。
- (3) 巡回中、施設の破損や異常箇所等を発見した場合は、担当課に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置を講じること。
- (4) その他の必要な事項は、担当課と協議すること。